

## 東京圏国家戦略特別区域会議（第1回）議事要旨

---

1. 日時 平成26年10月1日（水）17:55～18:55

2. 場所 中央合同庁舎8号館1階 講堂

### 3. 出席者

石破 茂	内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）
舛添 要一	東京都知事
黒岩 祐治	神奈川県知事
小泉 一成	成田市長
木村 恵司	三菱地所株式会社代表取締役取締役会長
竹内 勤	慶應義塾大学病院病院長
阿曾沼 元博	医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
高木 邦格	学校法人国際医療福祉大学理事長（代理：矢崎 義雄 総長）

平 将明	内閣府副大臣
小泉 進次郎	内閣府大臣政務官
伊藤 達也	内閣府大臣補佐官

八田 達夫	国家戦略特別区域諮問会議有識者議員
秋池 玲子	国家戦略特別区域諮問会議有識者議員

内田 要	内閣府地域活性化推進室長
富屋 誠一郎	内閣府地域活性化推進室長代理
藤原 豊	内閣府地域活性化推進室次長

### 4. 議題

- (1) 東京圏国家戦略特別区域計画（素案）について
- (2) その他

### 5. 配布資料

- 資料1 東京圏国家戦略特別区域会議（本会議）運営規則（案）について  
資料2 東京圏国家戦略特別区域計画（素案）について

- 資料 3 東京都提出資料
  - 資料 4 神奈川県提出資料
  - 資料 5 成田市提出資料
  - 資料 6 三菱地所提出資料
  - 資料 7 慶応義塾大学病院提出資料
  - 資料 8 医療法人社団混志会提出資料
  - 資料 9 国際医療福祉大学提出資料
  - 参考資料 東京圏国家戦略特別区域会議 出席者名簿
- 

○藤原次長 それでは、皆様おそろいでございますので、ただいまより第1回「東京圏国家戦略特別区域会議」を開催いたします。

出席者の皆さんの御紹介につきましては、お時間の関係もございますので、お手元に参考資料として配付させていただいております出席者名簿にかえさせていただきます。

本日は、平内閣府副大臣、小泉内閣府政務官、伊藤大臣補佐官、また民間有識者として特区諮問会議の委員を務められております秋池玲子様、八田達夫様にも御臨席をいただいております。よろしくお願いいたします。

初めに、会議の運営につきまして、お手元の資料1をごらんいただければと思います。運営規則におきましては、会議の公表などを定めてございます。御意見等はございませんでしょうか。

よろしければ、この運営規則を原案どおり決定させていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。初めに石破国家戦略特区担当大臣より御発言いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○石破大臣 本日、東京圏の第1回区域会議を開催する運びとなりました。これまで開催に当たり、御協力いただきました皆様方に厚く御礼を申し上げます。

国家戦略特区は、2015年度までの残り1年半を集中取組期間として、いわゆる岩盤規制に突破口を開かねばなりません。1年半というのはあっという間に来るのであり、相当のスピード感を持って臨んでいきたいと考えております。

この区域会議はミニ政府的な役割を持つものですが、この区域会議の役割を強化していかなければなりません。会議の形式化を断固として排斥したいと思っております。私どもは各省とさまざまな調整を行いますけれども、その結果が「検討する。」ということでは断固だめだと申ししており、実効性のあるものにしていかなければ意味がないと思っております。

東京圏では、2020年にオリンピック・パラリンピックがあるわけですが、その波及効果も含め、大きな効果を発揮することが期待されております。その期待に応えなければなり

ません。国、自治体、民間の協力・合意のもと、具体的な事業を定めた区域計画をできるだけ早く策定しなければならない、と考えております。そのことにより、規制改革を伴う事業を実行に移したいと思っております。

本日は、区域計画の素案について、皆様方から御意見をいただきます。計画をより効果の高い充実したものとしてまいりたいと考えております。

この区域会議をさらに実効性のあるものとしていきたいので、皆様方のお力を賜るようお願い申し上げます。

○藤原次長 石破大臣、ありがとうございました。

それでは、プレスの皆様、御退出ください。

(報道関係者退室)

○藤原次長 本日は、東京圏の区域計画素案などにつきまして御審議をいただきたいと思っております。事務局より資料2の「東京圏国家戦略特別区域計画(素案)」の概要につきまして、御説明をさせていただきます。

○富屋室長代理 東京圏国家戦略特別区域計画につきまして、資料2に基づいて御説明をいたします。

1 ページ、I におきまして、区域の名称を定めており「東京圏国家戦略特別区域」としてしております。

続いて、II におきまして、区域計画に特定事業として位置づけるべき事業について記載してありまして、次回以降の区域会議に向け、検討・調整をして結論を得てまいります。

「1. 都市再生・まちづくり分野」についてです。

(1) の都市計画法等の特例につきましては、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に入れ、柔軟かつ大胆な容積率の設定等により、国際的ビジネス拠点の形成を図るため、別紙、7ページに掲げるプロジェクトを推進してまいります。これらの事業により、国際都市にふさわしい交通機能の強化、国際ビジネス交流拠点の整備、あるいは外国人向けを含めた生活環境の整備を進めてまいります。

(2) のエリアマネジメントに係る道路法の特例につきましては、丸の内仲通り、行幸通り等において、大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会等がイベントの開催等により、町のにぎわいを創出し、MICEや都市観光の推進を図ってまいります。また、その他の地区におきましても検討して具体案を得てまいります。

(3) の旅館業法の特例につきましては、東京都及び神奈川県において、海外からの来訪者の滞在ニーズのある区域を中心として、外国人滞在施設の経営を進めてまいります。

2 ページ「2. 医療分野」でございます。

(1) の保険外併用療養に関する特例につきましては、慶應義塾大学病院が本特例を活用し、先進国で承認を受けている医薬品等であって、日本で未承認等のもの全てを対象として、迅速に先進医療を提供できるようにいたします。また、東京医科歯科大学等の医療

機関についても、本特例を活用できるよう引き続き検討して結論を得てまいります。

(2)の病床規制に係る医療法の特例につきましては、公益財団法人がん研究会、医療法人社団澁志会瀬田クリニックグループ、医療法人社団葵会、公立大学法人横浜市立大学がそれぞれ世界最高水準の高度医療を提供するため、新規に病床を整備いたします。

3ページ、(3)の二国間協定に基づく外国医師の業務解禁につきましては、聖路加国際病院、公益財団法人がん研究会、医療法人社団澁志会瀬田クリニックグループ、医療法人社団葵会、学校法人国際医療福祉大学において、増大する外国人患者のニーズに応えるため、外国医師を新たに受け入れ、全ての外国人患者を診察できるよう、二国間の協定の締結または変更に向け、関係省庁に対して要請をしております。

次にⅢですが、区域計画の実施が国家戦略特区に及ぼす経済的社会的効果につきましては、精査・検討して、次の区域会議までに結論を得てまいります。

4ページ、Ⅳの項目について御説明をします。

1は、昨年10月18日に日本経済再生本部で決定した規制改革事項等の活用でございます。

(1)の「雇用労働相談センター」の設置につきましては、事業実施者を早期に選定し、都心3区内において高度な個別相談対応等を行うセンターを設置し、グローバル企業などの設立等を支援してまいります。

(2)の医学部等の新設に関する検討については、千葉県成田市などにおいて、国際的な医療人材を育成するため、国内外の医療需要に対応した国際的な医学部の新設等について検討して結論を得てまいります。

2は、今後、追加に向け検討すべき規制改革事項等について記載してございます。

(1)の外国人家事支援人材の活用につきましては、当面神奈川県区域において試行的に受け入れを行うことを検討して結論を得てまいります。

(2)の外国企業等による法人設立手続の迅速化・簡素化につきましては、法人設立までの期間短縮を図るために、各種手続申請のための窓口を集約したワンストップセンターの設置等について検討して結論を得てまいります。

(3)の創業人材等高度外国人材の受け入れ推進につきましては、基準設定や運用を区域会議に委ねること等によりまして、創業人材やクールジャパンなどに係る高度外国人材の受け入れ、留学生の起業・就職を容易にする新たな仕組み等について検討して結論を得てまいります。

(4)の外国人の介護人材の活用につきましては、介護福祉士資格を取得または取得を目指す留学生や外国の介護福祉士資格者の就労を認めることなどを検討して結論を得てまいります。

(5)の医療・創薬イノベーションの拠点形成につきましては、現在、PMDAで行っている製造販売承認審査のうち、いわゆるジェネリック医薬品に係るものを東京都で行うこと等について検討して結論を得てまいります。

(6) の保険外併用療養の拡大につきましては、臨床研究中核病院等と同水準とされている現行の基準について、特定機能病院等にも拡大することを検討いたします。また、世界に先駆けた再生医療・医療機器については、審査の迅速化を検討して結論を得てまいります。

(7) の健康・未病産業、最先端医療産業、ロボット産業の創出につきましては、健康・未病産業促進のため、医療に係る個人情報の匿名化のための制度の早期整備について検討して、結論を得てまいります。また、再生・細胞医療の早期実用化・産業化の促進に向け、薬事承認にあたり、包括承認制度や日本版FastTrack制度の導入等について検討するとともに、第Ⅰ相臨床試験専用病床に関する施設基準等の緩和を検討して結論を得てまいります。さらに医療ロボットを活用した遠隔診療の範囲拡大等について検討して結論を得てまいります。

(8) の輸出手続のワンストップ化の実現につきましては、国が行っている輸出食品等の産地証明及び放射性物質の測定結果に関する証明に係る権限を市町村に移譲することを検討するとともに、食品等集荷施設への税関職員の派遣費用について無償とすることを検討して、結論を得てまいります。

(9) の農地転用許可等の権限移譲につきましては、区域計画に記載した事業について、農地転用許可権限を農林水産大臣または都県知事から市町村長に移譲することについて検討し結論を得てまいります。

(10) の税制につきましては、内閣府において法人税等に関する所要の税制改正要望を既に行っております。引き続き、必要な議論、調整を進め、検討して結論を得てまいります。

(11) の東京都における指定区域の拡大につきましては、都内全域への区域拡大について検討を進め結論を得てまいります。

区域計画素案についての説明は以上でございます。皆様から御意見をいただき、より充実したものにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。  
○藤原次長 続きまして、各都県市におきます取り組みの詳細をそれぞれの知事、市長より御発言をお願ひしたいと思ひます。

まずは東京都の舩添知事より、よろしくお願ひいたします。

○舩添都知事 それでは、資料3をごらんいただきながら、お願ひいたします。

1 ページ、東京は海外との都市間競争にさらされておひまして、日本経済の機関車の役割を担う立場として、それに打ち勝たなければなりません。そのためには、世界に開かれたグローバルビジネス都市に東京を大改造させる必要があり、この観点から都としましては、国家戦略特区の有効活用により、国際的ビジネス環境の整備や医療・創薬イノベーションの拠点形成に力を入れてまいります。

2 ページ、まず国際的ビジネス環境の整備でありますがおひ、今回、新駅整備を含む10地区

の国際的ビジネス拠点プロジェクトを選定し、意欲的な都市計画等の目標年次を提案いたしました。今後目標達成に向け、スピーディーに対応してまいります。

3 ページ、4 月以降、私は多くの現場に出まして、現場で頑張っている方の声を直接伺いました。そうした声を踏まえまして、今回、大丸有ほか6 地区のエリアマネジメントプロジェクトを提案いたしました。今後、地域の合意形成を図りながら、丸の内仲通りを段階的に歩行者や自転車中心の空間となるように目指してまいります。

4 ページ、高度外国人材の受け入れ促進の観点から、雇用労働相談センターにつきまして、今年度中に都心3 区内に1カ所開設することとしておりまして、その際には通訳による多言語対応にも配慮してまいります。

5 ページ、東京都は7 月に取りまとめました国際金融センター構想の実現に向けて、9 月に都、国、民間による推進会議を立ち上げました。今回の新規提案であります東京都心部での法人設立ワンストップセンターの設立や、書類の英語対応、高度外国人材の受け入れ推進、法人課税見直しなどは、これらの構想の推進の観点からも重要であります。今後、推進会議に設置する分科会でも、これらも含め幅広く議論を行い、その成果を区域会議の議論に反映させてまいります。

6 ページ、医療・創薬イノベーションの拠点形成の話です。東京が誇る創薬、がん分野の世界最高水準の技術につきまして、今回の保険外併用療養、病床特例により実用化を促進してまいります。

さらに、7 ページにありますように、ジェネリック医薬品における東京都版PMDAの創設により、審査のスピードアップを新規に提案しております。

8 ページ、指定区域につきましても、これまでの9 区に加えまして、新たに台東、墨田、目黒、中野、豊島、北、荒川、板橋、練馬の9 区において、各区の計画やビジョンなどとリンクした特区制度の活用の検討がなされておりました。今回、追加指定の提案を行いました。早期の指定をお願いいたします。引き続き、23区だけでなく、多摩地域を含め、さらなる指定区域の拡大を目指してまいります。

最後になりますが、日本全体が発展・成長していくためには、東京も地方もともに元気にならなければなりません。そのためにも、政府、民間、他の自治体の皆さんとともにこの国家戦略特区を活用して、東京と日本を飛躍させていきたいと思っております。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、神奈川県黒岩知事、お願いいたします。

○黒岩知事 資料4 をごらんいただきたいと思います。神奈川が考える国家戦略特区への思いであります。

1 ページ、超高齢社会の進展。神奈川はどこよりも早く進んでまいります。

これを乗り越えるモデルをつくろうというのが2 ページ、2 つのアプローチでまいりま

す。1つは「最先端医療・最新技術の追求」というアプローチ、もう一つが「未病を治す」というアプローチ、この2つを融合させながら健康寿命を延ばしていく。このプロセスそのものが新たな市場、産業の創出につながるという考え方であります。

3ページ、神奈川は既に2つ特区をいただいております。京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区、そしてさがみロボット産業特区であります。この2つの特区で先行している成果といったものを積み込みながら、新たなイノベーション、パワーにしていくというのが、国家戦略特区だと考えております。

その中で4ページ、超高齢社会を乗り越えるモデルをつくるための未病を治すというアプローチ、キーになるコンセプトは「未病」という言葉であります。これは健康と病気というものは、このように白赤という2項対立の概念で捉えられるものではないのではないのか。

5ページ、未病とは健康から病気はグラデーションでだんだん変化していく。これがまさに患者の実感としてはこういうところではないでしょうか。病気をどんどん治すだけでは超高齢社会は間に合わない。未病から治していく。どの段階にいても、少しでも白いほうに持っていくということが未病を治すという概念でありまして、そのためには食でありますとか日常的な運動習慣、ライフスタイルの変化、これが非常に大事だということになります。

6ページ、そんな中で生活の現場からさまざまなセンサー等で未病情報を収集し、クラウドで分析し、未病を治していこう。こういうアプローチ、こういうものを含めて健康・未病産業という言い方をしまして、その創出を目指し、つい先日未病産業研究会といったものを設立いたしました。

7ページ、そんな中で現在82社が未病産業研究会に参加しております。ごらんいただければわかりますように、幅広い業種が参画しておりまして、まさに新たな産業が生まれようとしていることを実感する次第であります。

8ページ、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区を獲得しにいくときに、私は医療の出島をつくるのだという言い方をいたしました。これは羽田空港のすぐ向かい側、川崎市殿町地区であります。ほとんどエリアは埋まっております。ごらんいただいたらわかりますように、医療の出島が着々と進んでいるということでありまして、医療の出島にふさわしい規制緩和ということをよろしくお願いしたいと考えております。

9ページ、ロボット産業の創出であります。さがみロボット産業特区を活用してさまざまな実証フィールドを用意することによって、産業の集積が進んでいるところであります。

10ページ、医療の出島にふさわしい人材というものを養成していかななくてはいけないだろうということであります。医療の出島から世界へ発信していくような人材、また、日本に世界のダイナミズムを持ち込めるような人材を育てるような、これまでの医学部とは全

く違ったコンセプト、メディカル・イノベーションスクール、こういったものの具体策を今、詰めている最中であります。

11ページ、神奈川はこの日を待ち切れずに既に国際戦略をどんどん進めております。シンガポール政府機関とのMOUに続きまして、マサチューセッツ州、メリーランド州、ジョンズホプキンス大学・病院、ハーバード、スタンフォード、それぞれとMOUを既に結んでおりまして、今月から欧州でもグローバル戦略を展開するために出かけてまいります。

このように課題を解決するプロセスそのものが成長のエンジンにつながるという思いの中で、さらにスピード感を持って加速してこの経済のエンジンを回していきたいと考えております。

以上です。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、成田市の小泉市長、よろしく申し上げます。

○小泉市長 千葉県成田市の小泉でございます。

早速でございますが、資料5をごらんいただきたいと思います。

1ページにございますように、成田市では国際医療学園都市構想とエアポート都市構想という2つの構想を提案いたしました。皆さん御存じのとおり、成田市には日本一の国際航空ネットワークを有する成田空港がございます。成田市ではアジアの玄関口である成田空港を機能強化し、日本を牽引する先端的な事業を集積することで、地域経済、さらに国全体に活力をもたらしたいと考えております。

2ページ、成田市の構想では、図のとおり医学部の新設を医療関連事業の核としております。先ほど説明がありました区域計画の素案には、医学部の新設を成田市において検討して結論を得ることが明記され、大いに期待するところでございます。医学部の新設が認められた場合には、地域医療への貢献や経済効果など、市周辺への波及効果についても当然期待しておりますが、日本一の国際空港を有する成田市の立地を生かし、医学部とその附属病院、トレーニングセンターを中心として、産学官の連携により日本の成長に寄与してまいりたいと考えておりますので、ぜひとも認めていただきたいと思います。

なお、附属病院の設置・運営に当たっては、スタートメニューの病床規制の緩和、保険外併用療養の拡充、外国医師の診察の業務解禁を活用してまいりたいと考えています。また、素案には保険外併用療養の拡大について、臨床研究中核病院以外への拡大を検討する旨が記載されておりますので、ぜひ実現をお願いいたします。

3ページ、追加の規制改革事項でございます。

まず(1)の農地転用許可等の権限移譲ですが、成田市の構想は成田空港周辺での事業の実施を想定しておりますが、周辺の土地のほとんどが農地でございます。したがって、事業の実施に当たっては農地転用等が必要となりますが、事業区域が広いため農水大臣の許可が必要となり、通常の手続では1年以上の期間を要してしまいます。国家戦略特



区の事業は速やかな実施が求められておりますので、区域計画で認められた特定事業の用地については、農地転用等に関する権限を成田市に移譲していただきたいと考えております。

なお、後ほど（３）で御説明いたしますが、成田市としては、特定事業として農産物の輸出促進を考えております。単に農地を減らして開発したいということではなく、農業振興にも寄与する提案であることを御理解いただきたいと存じます。

次に、（２）の特定業務に従事する者の在留資格の発給要件または技能実習制度の対象職種の緩和について、２点提案いたします。

まず、航空・観光・物流業務について、労働力の確保や訪日外国人へのサービス向上といった観点から、在留資格の発給要件または技能実習制度の対象職種などを緩和すべきと考えております。特に航空会社からはグランドハンドリングスタッフ等の人材不足への対応のため、強い要望が出されており、特定事業と認められた場合にはぜひ参画したいとの声も届いております。日本の航空業界の発展のため、ぜひとも御検討をお願いいたします。

次に、外国人の介護人材の活用についてですが、介護現場の人材不足が深刻であります。今後全国的に訪れる超高齢社会に向け、その傾向はますます顕著になってくると思われるので、女性の社会進出を促進する観点からも御検討をお願いいたします。

次に、（３）の輸出手続のワンストップ化の実現ですが、成田市の公設卸売市場を農産物などの輸出拠点としたいとの提案であります。そのため輸出農産物などの産地証明の発行や通関・検疫などをワンストップ化し、輸出手続の迅速化・簡素化を促進していきたいと考えております。

また、今月中に成田市場輸出拠点化研究会を発足させる予定であり、輸出拠点の整備により政府が掲げる農林水産物等の輸出額１兆円の目標に寄与していきたいと考えておりますので、御検討をお願いいたします。

４ページ、本市の構想を１枚のシートにまとめたものでございます。成田市では、医学部の新設に加え、追加の提案を認めていただくことにより、市と成田空港とが融合したエアポートシティの実現を目指してまいります。国際医療学園都市構想の推進を初め、世界標準、日本一の大規模MICEの設置、トランジット客を含めた訪日外国人の来訪促進、外国人材の活用、人材育成など、航空・観光ビジネス拠点の強化、農産物等の輸出拠点の整備、先端実証産業の集積など、国の成長に寄与し、成田市から日本を元気にしてまいりたいと考えております。

なお、都心直結線の整備など、都心とのアクセス向上は特区の成功、成田空港の機能強化のため不可欠であり、政府の前向きな取り組みをお願いいたします。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、民間事業者の代表者の皆様より御発言をお願いしたいと存じます。まず、

木村会長、よろしくお願ひいたします。

○木村会長 三菱地所の木村でございます。

私は東京都の代表ではございますけれども、本日は東京圏全体の都市再生・まちづくりの分野の取り組みを説明させていただきたいと思ひます。

資料6の最初のページをごらんください。東京圏の区域方針における目標にも書かれておりますように、我が国の国際競争力の強化のためには、何よりも日本経済を牽引するこの東京圏の競争力の強化が必要でありまして、激化する国際的な都市間競争を勝ち抜くために、世界で一番ビジネスがしやすい環境を整備することが急務であろうという認識については、我々民間事業者としても意を同じくするところであります。

真ん中の段、第1回の区域計画素案では、都市再生・まちづくり分野の初期メニューである特例措置を複数の地区において活用することといたしております。具体的には、都市再生・まちづくりにかかわる各種特例では、東京都では10地区のプロジェクトを挙げおります。これらはいずれもワンストップ特例といわれる手続をスピーディーに進めていくための特例を活用することを想定しております。

また、神奈川県では住宅にかかわる容積率の特例を活用した事業を想定しております。この特例の活用によりまして、国際的なビジネスパーソンが住むことができる質の高い高規格な住宅の整備を進めていきたいと考えております。

次に、エリアマネジメントに係る道路法の特例であります。こちらは大手町・丸の内・有楽町地区を挙げておりますが、ほかにも複数の地区で活用を検討しているところでございます。この特例によりまして、公的空間のにぎわい形成に大いに活用いたしまして、都市型のMICEの推進、あるいは都市観光の促進を図っていきたいと思っております。

その下の旅館業法の特例につきましては、海外からの観光客あるいはMICEへのビジネス客等の滞在ニーズがある区域を中心とした事業展開を想定しております。法制度上の運用面に係る課題への対応等、今後の分科会での議論において、厚生労働省等の関係省庁参加のもとで官民により検討を推進いたしたいと考えております。

初期メニューと呼ばれる特例事業につきましては、計画に挙げた事業は速やかに実現に向け協議を推進し、その他の地域についても活用に向けた検討を推進していきたいと考えております。

一方、このページの上段に目標で示しております国家戦略特区における国際的ビジネス拠点の形成、この実現に際しましては、初期メニューの活用事業を選定したところで終わりというわけではなくて、それ以降の取り進めが最も重要であるという認識を持っております。

次のページ、ここにはビジネス拠点の形成のための実現すべき3つの事柄を書かせていただいております。

まず何よりもスピーディーな推進であります。これは国家戦略特区制度自身の目的でも

ありますし、とにかくスピード感を持って取り進める必要があります。東京圏の第1回の会議の開催が、民間事業者構成員の公募から数カ月の時間を要しています。この遅れといいますのは、さまざまな事情があることは十分認識しておりますし、実際に事業の推進が阻害されたものではないと思いますが、これからの具体的な協議・推進における不安の声は私の耳にも届いているところでございます。

特区においては、通常より手続が短期化されることが期待されております。しかしながら、特例を使うことで、むしろ協議とか手続に時間がかかるといったことがないよう、民間事業者の総意として、行政の方々にもお願いいたしたいと考えております。

次に、全分野の事業推進、経済成長のもととなるマーケットの創出・改善であります。都市再生・まちづくり分野における建築物などの拠点整備に加えまして、医療分野における先進的な高度医療の提供、海外企業の誘致の促進につながるさまざまな新しいサービス、この実現も期待されるところであります。

こうしたいわゆるハードとソフトの環境整備にあわせまして、とにかく日本、東京のマーケットを強化する。この点はシティセールスという活動も含めまして、創薬等の成長分野の育成、起業環境の改善、国際金融センターの整備等、官民が連携して取り組んでいきたいと考えております。

最後でございますが、これらの取り進めに当たりましては、初期メニューだけに終わらず、追加の規制緩和あるいは都市再生促進税制の延長等の税制措置の拡充、また国家戦略特区と連動した財政措置の検討もあわせまして、短期に集中して総力を挙げていくことが必要であると考えております。こうした措置の活用によりまして、官民が同じ立場で同じ目的に向かって議論をして、強力な推進を図っていけるよう、民間事業者としても積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、竹内病院長、お願いいたします。

○竹内病院長 それでは、東京都の医療分野を代表させていただきまして、発表させていただきます。

一番上にありますように、3つの大きなテーマがございまして、保険外併用療養の拡充、病床規制特例によります病床の増設・新設、外国人医師の診療業務の解禁の3点でございます。

2ページ目、東京が誇る創薬、再生医療分野等の世界最高水準の技術を用いまして、保険外併用療養特例によりまして、先進的な医療を実現化していきたいと考えております。その下段に示しますように、新宿区にございます慶應義塾大学病院におきましては、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダまたはオーストラリアにおいて既に承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認、適用外のもの全てを対象といたしまして、この

保険外併用療養を用いまして、スピーディーに先進医療を提供する体制を整えていきたいと思っております。現在では、この先進医療制度は早くも3～6カ月、遅いと2年ぐらいかかりますので、この特例を利用して、ぜひスピーディーに審査をいただき、先進医療を提供したいと考えています。

例といたしましては、免疫難病の代表でございますクローン病、あるいは関節リウマチ、膠原病等の治療薬を提供していきたいと思っております。その下にございますように、慶應義塾大学病院では、これまで早期探索的臨床試験拠点ということに認定されておりました。年間1万例の生物学的製剤による免疫難病の治療実績がございます。その中で患者さんの血液サンプル、組織サンプル等を利用いたしまして、個別化治療を展開してまいりまして、DNAチップ、さまざまなマルチオミックス等による薬剤の有効性予測を実現してまいりました。これらも同時に提供していきたいと考えております。

3ページ目、そのような中で慶應義塾大学病院におきましては、産学連携あるいは基礎医学、臨床医学の融合を図っております。具体的には、病院の隣にございますリサーチパークという研究施設に数十社の民間製薬企業と一緒に部屋で同じような研究を展開しております。従来からいわれている基礎研究から臨床研究へのトランスレーショナルリサーチ。これに加えて、患者さんのサンプルを利用いたしました個々の患者さんに合った治療薬開発、すなわちリバーストランスレーショナルリサーチを同時に循環型の臨床研究開発として展開しているところでございます。この中でこの保険外併用療養制度が確立されますと、その患者さんに合った治療薬をより早く提供できるものと考えておりました。その下にございますような幾つかの取り組みを展開してまいりました。

4ページ目、この慶應義塾大学病院に加えて、東京が誇るがん医療の拠点として、世界最高水準のがん医療の技術を用いて、病床特例による実用化促進ということもお願いしたいところでございます。また、国際的ビジネス拠点プロジェクト整備によりまして外国人の増加が見込まれておりますが、外国人医師特例によりまして、外国人生活環境の拡充、充実に向けてもお願いしたいところでございます。

特に病床規制にかかわる医療法の特例等に関しましては、江東区にございますがん研有明病院、これは世界最先端のがん医療技術でありますダヴィンチ手術を実施しております。現在、保険適用があるものは前立腺がんだけでございますが、ここでは大腸がん、食道がん等の多様な臓器がんに対して、このダヴィンチ手術を行っていくということを考えておりました。それに伴いまして、病床10床の整備をお願いしたいということでございます。

その下の外国人医師特例でございますが、これは東京都にございます聖路加国際病院(中区)、聖路加メディローカス(千代田区)、ここでは米国医師、英国医師等を新たに受け入れて、外国人一般に対して診察を実施したい。

がん研有明病院、江東区にございますが、同様に米国、シンガポール医師等を新たに受け入れて、同様な医療を展開したい。

また、国際医療福祉大学三田病院、同山王病院、山王メディカルセンター、いずれも港区にございますが、米国、英国、フランス医師等を新たに受け入れて、外国人一般に対する診療を実施したい。現在は二国間の協定でございますので、米国人医師の場合には米国人のみでございます。これをできれば英語が話せる医師については、英語が理解できる患者さんに展開したいということで、二国間にとどまらず、できれば多国間の協定に進めていただければという要望でございます。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、阿曾沼代表、お願いいたします。

○阿曾沼代表 混志会の阿曾沼でございます。

他の組織と違いまして、混志会瀬田クリニックグループはどんな医療機関なのかご存じない方も大変多いと存じますので、我々が実施している医療のことも含めて、御説明をさせていただきます。

瀬田クリニックグループは、1999年の開設以来15年間、約1万7,000人の患者さんに14万回の免疫細胞治療を自費の診療として実施してまいりました。我々が免疫細胞治療を本邦で初めて行ったパイオニアでもございます。1999年、正に「自ら特区の気概を持って」この医療を開業したわけでございます。しかしながら、我が国の皆保険制度の下では、自費診療は必ずしも信頼される医療ではございませんでした。有効性エビデンスがないと長くいわれてまいりましたが、今般の薬事法改正と再生医療新法によって、早期承認制度が実施されることになり、我々もいわゆる「臨床研究の王道」を歩む準備が整ったと考えております。エビデンスがないということではなくて、むしろエビデンスを求める視点や方法論、科学的視点や制度的制約等によって出し難い状況であったと考えております。

つまり合成化合物を均一の品質で不特定多数の患者さんに供する医薬品と違いまして、我々の細胞治療は自分の細胞を自分の治療にしか使わない。患者を特定した医療でございます。全く概念の違うものなのです。法的には「帰属性の一身専属性を有する」という治療でございます。

したがって、多くの患者さんの治験をしたり、比較試験をしたりするような従来の医薬品のエビデンス生成のプロセスとは違う方法論が求められてまいりました。今般の法改正で再生医療分野というものが飛躍的に進展するであろうと期待しておりますが、この時期を捉えて、我々は従来も行ってきた臨床研究を更に加速して、規模を拡大するとともに、自費診療である免疫細胞治療と保険診療である抗がん剤治療などを同一施設内で一連の治療として実施したいと考えています。従来は医療機関を分散させて混合診療禁止原則を回避しなくてはならないという状況でもありました。我々の医療機関では自由診療専業及び中心であった医療から保険診療を拡大することによって、多くの抗がん剤、分子標的治療との併用を視野に、保険外併用治療を充実させ医療機関としてがん医療を充実していきたい

と考えております。

資料でございますが、不手際でページが振られておりません。申しわけございませんが、表紙をめくっていただきたいと思います。国家戦略特区に望みたいことは3点でございます。

先ず一点目ですが、私どもの治療はエフェクター細胞であるT-cellを中心とした治療で、比較的副作用が少ないということで外来を中心に行っていました。しかし、今後国際的には遺伝子を導入したT-cellの治療開発が進展してまいります。これは再生医療新法で第一種に分類されますが、当然の事ながらより効果も高いと同時に副作用も十分に注意していかなければなりません。病床を持って治療を行うことが必須になってまいりますので、我々も病床をどうしても獲得したいと考えております。

次に、我々は今、小さい医療機関ではございますがシンガポールの大学や研究所、米国の大学等と基礎研究や臨床研究を開始しております。従いまして、共同研究をしている海外の医師達が国際共同治験、臨床研究、そして実地診療をシームレスに行えるようにしたいと考えております。

三点目は、先ほども申し上げましたが、私どもの医療機関は保険診療を中心にやっている通常の医療機関が、保険外診療を同時に実施するための保険外併用療法を導入したいという道筋とは全く逆で、我々は自由診療中心の医療から、保険診療をどんどん拡大していきたいということでございます。そういう意味では保険外診療の併用の拡大ということは非常に重要なテーマになってまいります。

その他、今、患者申し出療養制度、早期承認制度等々の道筋ができつつありますが、その実行推移を注視してまいりたいと思います。我々はクリニックではございますが、専門のクリニックでもございますので、臨床中核医療機関やそれと同等の大学病院等と連携して、これらの制度の下、それらの医療機関と同時に治療が実施できるようにして頂きたいと望んでおります。

最後のページでございますが、私ども瀬田クリニックグループがこの国家戦略特区を活用して、できれば羽田空港対岸の神奈川県川崎市殿町のキングスカイフロントで新しい病床を持った医療機関を開設し、再生医療である免疫細胞治療を核とした「ミニがんセンター」を創設していきたいと考えております。

よろしくご検討のほどお願いいたします。

○藤原次長 ありがとうございます。

最後に、矢崎総長、よろしくお願いいたします。

○矢崎総長 資料9の表紙の次のページをごらんください。

私どもの大学は医療福祉専門職の地位向上と東南アジアを中心とする開発途上国に対する国際的な援助を視野に入れ、平成7年に医療福祉の総合大学として開学いたしました。現在、栃木県大田原市を中心に全国4キャンパスに6学部16学科があり、大学院まで含め

ますと、約6,900人の学生が学んでおります。

本日は、私どもが昨年9月に千葉県成田市と共同で政府に提案いたしました国家戦略特区国際医療学園都市構想について、既に小泉市長より御説明いただきましたので、その内容を絞って説明させていただきたいと思っております。

2ページ、国際医療学園都市構想では、現在は規制されています医学部の新設を含んだ大学・大学院、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、世界に通用する600床規模の病院、さらに医療従事者が高度な医療技術の研修を行うトレーニングセンターの設置を千葉県成田市に計画しております。

国際医療学園都市構想の中心は、医学部の新設でございます。国際的な視点に基づく既存の医学部では大変困難な新しい医学教育のモデル事業として提案しておりますので、これをポイントに置きまして、申し述べたいと思っております。

3ページ、今、我が国に求められているのは医療支援であり、これは我が国の東南アジアにおけるリーダーシップに大きく貢献します。その中でも医療機器等の支援とともに、人的支援が最も波及効果の大きな支援となります。私どもは成田市と共同で従来の講座や診療科の慣習を排した総合的で臨床実習を重視することにより、専門にとらわれない総合的な診療能力の高い医師を育成します。

また、海外にも門戸を開き、一般家庭の子弟も入学可能な低い授業料を設定します。このような医師の育成は、医療の国際的な展開ばかりでなく、地域医療の中核を担って我が国が抱えている大きな課題、すなわち医師の地域偏在や診療科による偏在の解決に向けた大きな一歩になるものと確信しております。

さらに、世界規模の高度なシミュレーションセンターを設置し、海外からの研修生も多数受け入れ、我が国の優れた医療システムをさらに海外に展開したいと思っております。

一方、医学部の付属病院は外国から高度な医療を我が国に期待する方々に、成田という地の利を生かして、高度先進医療を行っていきたく思っております。そのために外国語対応、アメニティ、宗教関連施設などを充実させまして、外国の方が安心して診療を受けられる環境をつくってまいります。

2020年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催される予定で、ますます海外から注目が集まっております。日本のすばらしい医療技術、システムをこの特区から世界に向けて発信し、日本経済の活性化にもつなげてまいりたく存じます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○藤原次長 ありがとうございます。

それでは、残りました時間につきましては、区域計画素案につきまして意見交換の時間とさせていただきます。

まず、有識者からの御発言ということで、秋池様、お願いいたします。

○秋池議員 区域計画の御説明、どうもありがとうございました。

経済規模が大きくて、人口や法人数も大きい東京圏は検討や御調整も大変だったことだと思います。ただ、本日御提出いただいたものは非常に前向きな項目も多く、評価できると考えております。

制度上の枠組みを変えても事業にかかわる機関が手を挙げてくださらなければ経済効果にはつながらないわけでありまして、その意味では、多数の民間事業者、医療機関、学校法人などが参加したことはとてもよかったと思っています。ぜひこれで収益を上げ、経済成長につながるような事業となるようなお取り組みをしていただけますよう、引き続きお願いしたいと思います。

追加の規制緩和の項目も重要なものを織り込んでいただいたとっておるのですけれども、ぜひこの勢いでより多くの経済的効果を生み出すべく取り組んでいただきたいと思っております。そのためにも挙げていただいたものについて、いつまでにやるということをご検討いただきたく思います。

○藤原次長 ありがとうございます。

八田様、お願いします。

○八田議員 国家戦略特区というものは、日本の都市を世界で最もビジネスのやりやすい都市にするという観点からつくられました。この目的に基づいてさまざまな事業者の方の御要望、自治体からの御要望を伺って初期メニューをつくりました。

今回の東京圏の区域計画を拝見しますと、確かに進行は遅かったかもしれないけれども、目覚ましい進展をされたと思います。これは都市の関係だけではなくて、医療のことも労働のことも入っており、初期メニューの期待に本当に応える計画ができたと思います。

まず、東京圏の都市分野の計画は、実は特区全体の目玉だと思うのです。日本の成長戦略の最も短期に効果を持つものは都市の再生です。そして、フルにこの計画が世の中に出ることは、日本がまた活性化していくということの人々に知らせることだと思います。

なぜそういうものが必要かということ、国際的な都市間競争が始まったからです。その中で従来なかったことをやらなくてはいけないということだと思います。ただし今回の計画では、そのほんの一部が始まったばかりです。神奈川県も具体的ではないし、東京でもまだプロジェクトがあると思いますので、これはできるだけ急いで、またこの区域会議を開いて区域計画をつくっていただきたいと思います。

ここで肝なのは、都市計画決定をできるだけ迅速にするということです。先ほど木村会長もおっしゃったけれども、これをやったらいろいろ調整が大変でかえって時間がかかるということになったら、もともとの意図が潰れますから、これは各知事もよく監視していただいて、都市計画決定が迅速に行われるということをご希望したいと思います。

医療は、もちろん外国人の方々が良い医療を得られることによって、特区を住みやすい、ビジネスしやすいところにするという意図もあります。しかし、今までのお話からも明らかのように、日本で最先端の医療をやっている東京で医療を進めるということは、医療技



術の進歩に大いに貢献します。したがって、東京圏こそ医療技術のセンターにするということですから、今回保険外併用特例などを活用していただいたということは大変いいことだと思います。

これはどなたかおっしゃったと思いますが、東京圏で医療技術が進むということは、同時にアジアの、世界中からの医療技術者がここに来て勉強するということになりますから、その意味での国際交流も促進する意義がある。

いろいろ理由はあったのでしようけれども、この保険外併用特例ができないことや、病床規制が日本の医療の進展を抑えていたということがあると思いますので、これらの改革が行われることは大変大きなことだと思います。

しかし、保険外併用特例は、今回認められたのは慶應大学のように臨床研究中核病院だけなのです。これと同等のところがどういうものであるかということに関して、専門家の御意見を伺って私どもの案を厚生労働省に出しております。間もなくこれが決まると思いますので、それで大に範囲を広げて東京都、神奈川県、成田市で大いに活用していただけるようにしたいと思っております。

成田市における国際的水準の医学部新設ということも歴史的なことです。三十何年医学部が新設されなかったのをつくろう。しかも、国際的な水準でやるという特色を持たせようということです。これももう決まっているわけですから、なるべく早くできるように関係の方たちをお願いしたいと思います。

初期メニューの項目以外でも現在進行中のものがいくつかございます。労働についてですが、これは外国系の企業からの要望が一番強かったことです。それが今度雇用相談センターができることになったというのは、大前進です。さらに、前から東京都が望んでおられたのですが、新しい事業をつくろうというときに、ワンストップでもってできるように、まもなく法律改正できるようになりました。

それから、クールジャパンなどの人材を外国人人材を入れたいということもありまして、これは今、交渉中です。

関連していえば、いろいろ交渉中のものは、成田がおっしゃった農地転用のことも、今、実際に農水省と検討しておるところでございます。

最後に、こういういろいろなトピックを抱えて、日本をリードしていく東京圏が、この区域会議を運営されるに当たって、ここからどうするかが課題だと思います。地域ごとに分科会をつくられる必要があると思います。反対に、新しい項目を要望されるときには、それをただまとめただけではしようがないですし、最終的な案にするときに調整ばかりやっていたら時間がかかる。これは大臣、知事、市長さんたちの強力なリーダーシップのもとに、迅速に事が進むようお願いしたいと思います。これはほかのところでも申し上げましたけれども、このためには事務局をどうするかということの検討もしたいと思います。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

自治体、民間の皆様、副大臣、政務官、補佐官、御発言ございましたら、よろしく願いいたします。

副大臣、どうぞ。

○平副大臣 担当副大臣の平です。よろしくお願いいたします。

政治の世界では、東京の一人勝ちをどうするかというピントのずれた議論があるわけがありますけれども、グローバルに見れば日々一人勝ちどころか劣勢になりつつある。ですから、国家戦略特区のツールを使って、東京圏の潜在能力を最大限発揮して、国際競争に勝っていくということだと思います。

一方で、きょうのプレゼンを聞いていて思ったことですが、国家戦略特区を使って東京圏がどんどん進化していくことが、実は日本経済全体にとっても、また地方創生というテーマにとっても役に立つのだということが重要だと思いました。きょう、成田市からの提案の中に、追加に向けて検討すべき規制改革事項の3番で、輸出手続のワンストップ化の実現、卸売市場の農産物輸出拠点化ということがありました。これはまさに今まで国内しか見ていなかった、これから高付加価値のものを海外に売っていく。しかし、それは農家の人が貿易実務を学んで一人一人がやることではなくて、今までのルートの中で市場と空港が連結し、オートマチックに海外に出ていき、ローカルな農業が世界の経済成長を取り込むということになるということだと思います。

ですから、ここでぜひ成田の事業も進めていただきたいと思いますし、東京には羽田空港と大田市場がありますので、近接しておりますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

また、あわせて大事なのが、今、中国などはナシとリンゴしか売れないしか売れない。これは通商問題ですから国家しかできないのです。検疫、関税、そういうTPPもしくはASEANプラス3とか6とか、こういうところと今言った成田市が提案した仕組みと、民間事業者の投資というものの平仄を合わせていかないとうまくいかないということなので、そういうことも事務方のほうで頭にしっかり入れておいてもらいたいと思います。

本日、示された特定事業のみならず、追加の規制改革事項もスピードアップしてやっていきたいと思えます。

○藤原次長 政務官、お願いします。

○小泉政務官 この国家戦略特区を担当します小泉進次郎です。よろしくお願いいたします。

先ほど木村さんから東京圏の区域会議の開催が大分おくれたというお話もありましたが、関係者の皆さんの御努力によって、ようやく区域会議の開催にこぎつけたことは、本当に心から感謝を申し上げます。

ただ、先ほど八田先生がおっしゃったように、問題はこれからです。恐らくきょうのよ

うに皆さん一人一人にプレゼンをしていただく区域会議は最後だと思います。これからの区域会議は、もうやることは決まっているわけですから、やることになっていることなのになぜ進まないのかを突破していくための区域会議がこれから2回目以降の区域会議になります。

既にほかの特区指定を受けた例えば兵庫県の養父市においては、私も10日ぐらい前に行ってきましたが、7月に区域会議をもう既に開催した結果、農業特区ということで養父は有名になりましたが、実は追加の規制改革要望に挙がってきたシルバー人材センターの週20時間の労働時間の規制緩和を求めきた結果、スピード感を持って対応するというので、今、開会された臨時国会において、厚生労働省とも調整した結果、20時間から40時間への規制緩和が決まりました。さらに、地元のお酒をつくっている醸造所に私も行きましたが、全く時代おくれのものがあまして、年間3,000キロリットル以上お酒をつくっているところはインターネット販売ができないといったものが、法律ではなく通達でありました。これも早速変える。

このように、この国家戦略特区の意義は、自分たちからまちづくりをより前に進めたいといったときに、頑張っているところが意欲をそがれるような規制やさまざまな制度をドリルの刃の先端としてがんがん変えていく地域が国家戦略特区であると思います。

きょう、養父市の市長さんとも電話でお話をして、今国会で対応することの報告もさせていただいたときに、養父の市長から言われたことが、養父市の上げていく提案は大きくないかもしれません。だけれども、私たちのドリルの刃は決して折れません。これからも次々に追加提案を上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしますと、そういった大変力強いお言葉がありました。

私は東京圏の国家戦略特区の成否は、国家戦略特区全体の成否にかかわると思っております。ぜひ東京圏という大きなドリルも折れることなく、どこよりも早く進んでいただくことをこれから皆さんと一緒に進めていきたいと思っておりますので、どうか東京圏の9区にとどまらない区域の拡大ということも、神奈川県全域が特区に指定されているように、同じく大事なことだと思いますので、今後ともぜひよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○藤原次長 伊藤補佐官、お願ひします。

○伊藤補佐官 きょう、お話をお伺ひして、本当に東京圏からインパクトのあるお話を伺ひすることかできたと思ひます。舛添知事、黒岩知事、小泉市長のリーダーシップに心から敬意を表したいと思ひますし、関係者の皆様方の御努力に感謝を申し上げたいと思ひます。

日本の競争力といいますか、力を引き出していくためにいかに特区が大切なのかということを実感する会議でありました。しかし、一方で今までお話が出ましたように、この東京圏の潜在力というもののもっとあるはずで、その潜在力を引き出していくためには、や

はり地域が主体になって責任を持ってそれを進めていく。そのために特区の持つ威力というものはすごいものがありますので、ぜひ特区の力をさらに引き出す御努力を関係者の皆様方にぜひお願いしたいと思います。

中でも、医療の問題、先端医療を進めていくというのは患者の方々にとって本当に大きな希望を与えることでもありますので、そういう国民の皆様方の大きな幸福ということを感じながら、ぜひ関係者の皆様方にさらに御努力をいただくということをお願いして、私からの意見に代えさせていただきたいと思います。

○藤原次長 ありがとうございます。

お時間もそろそろでございますが、忌憚のない御意見をいただきました。ほかにございますでしょうか。

皆様からいただきました御意見につきましては、今後の区域計画に反映させていただきます。また、区域計画につきましては、国家戦略特区法上の所要の措置、調整を図った上で、次回の区域会議にお諮りしたいと思います。

そうしましたら、これもちまして、第1回の東京圏区域会議を終了させていただきます。次回の日程につきましては、事務局より後日連絡させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。